

令和元年度第1回地域公共交通会議・活性化協議会

日時：令和元年5月24日（金）14：00～

場所：小林市役所 第1別館大会議室

◆会議次第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 会長あいさつ

4. 委員及び事務局職員紹介

5. 議事

(1) 地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会概要について 【資料1】

(2) 30年度事業経過について 【資料2】

(3) 30年度事業実績及び31年度事業計画について 【資料3】

(4) 令和2年度生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について 【資料4】

6. その他

7. 閉会

(1) 地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会の概要

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
法的根拠	道路運送法施行規則第9条の3	地域公共交通活性化・再生法第6条
目的	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。	地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う。 (※交通網形成計画とは・・・地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ持続可能な地域公共交通網を形成していく計画)
主宰者・設置者	市町村長（複数も可）、都道府県知事	市町村（複数も可）
構成メンバー	①主宰者（市町村長） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④地方運輸局長 ⑤乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑥道路管理者 ⑦都道府県警察 ⑧学識経験者 ⑨その他主宰者が必要と認める者	①設置者（市町村） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑤道路管理者 ⑥都道府県職員及び都道府県警察 ⑦学識経験者 ⑧その他主宰者が必要と認める者
設置年月日	平成19年4月1日	平成20年3月17日
検討交通形態	乗合バスを中心とした地域交通	あらゆる交通形態
具体的役割	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ○交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項	○交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 ○交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。 ○交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

○小林市地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月30日

告示第71号

改正 平成22年3月19日告示第68号

平成25年4月1日告示第99号

(目的)

第1条 市は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小林市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総合政策部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第68号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第99号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

小林市地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 3 月 17 日制定

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、小林市細野 300 番地小林市役所内に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合政策部長
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
 - (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (7) 道路管理者、宮崎県警察の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 小林市地域公共交通会議を協議会の分科会とすることができる。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小林市企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

この規約は、平成27年5月28日から施行する。

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

②平成 30 年度事業経過報告

【地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会】

時 期	項 目	内 容
5月22日	第1回地域公共交通会議・活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会概要について (2) 29年度事業経過について (3) 29年度事業実績及び30年度事業計画について (4) 31年度生活交通ネットワーク計画について (5) 乗合タクシー導入事業について
8月1日～	乗合タクシー 実証運行スタート	ルート：細野団地～十日町～城山団地～小林駅南口 運行日：月曜日～金曜日（週5日間） 運行本数：1日5便 利用料金：200円／1回
8月下旬	地域公共交通会議・ 活性化協議会 ※書面協議	(1) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について
1月上旬	地域公共交通会議・ 活性化協議会 ※書面協議	(1) 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
1月15日～	乗合タクシー 運行見直し	運行日：月、水、木 運行本数：1日3便
2月13日	第2回地域公共交通会議・活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 乗合タクシーのダイヤ見直し及び本格運行について (2) コミュニティバス（上九瀬線）の利用料金について (3) 平成30年度コミュニティバス事業評価について (4) JR吉都線利用促進事業について

(1) 各課が所管する公共交通対策について

○平成 30 年度事業実績及び平成 31 年度事業計画

1. 地方バス路線運行維持補助事業 担当課：企画政策課

〔事業目的〕

高齢者や学生など交通弱者の生活基盤である交通手段を維持し、市民の日常生活の支援を図る。

〔実施方法〕

広域的なバス路線（地方バス路線）の運行維持費の一部について、バス事業者に補助を行い、バス路線の維持を図る。

小林市内の高校へ定期券を利用して通学する生徒に対し、定期購入費用の一部を助成することで利用促進につなげる。

〔30 年度実績、31 年度予算〕

(単位：円)

路線バス種別	区間	30 実績額	31 予算額
(県補助対象分)			
広域的路線バス	小 林 ～ 祓 川	1,531,000	1,105,000
(単独分)			
広域的路線バス	尾 頭 ～ 一 里 山	623,000	0
	小 林 ～ 高原町役場	320,000	320,000
定期路線バス	宮崎空港 ～ 小 林 駅	0	574,000
	小林高校 ～ 一 里 山	583,000	583,000
	小林高校 ～ 萩 の 茶 屋	0	62,000
	小 林 ～ 京町待合所	3,183,000	3,183,000
コミュニティバス競 合区間補てん	宮崎空港 ～ 小 林 駅	2,000	2,000
	小 林 ～ 京町待合所	88,000	88,000
	小 林 ～ 西 都 城	59,000	59,000
広域的路線バス回送料	尾 頭 ～ 一 里 山	180,000	0
定期路線バス回送料	小 林 ～ 一 里 山	2,865,000	2,865,000
	小 林 ～ 萩 の 茶 屋	1,084,000	1,084,000
合計		10,518,000	9,925,000

- ・市内高等学校通学費補助 H30 実績額 1,691,000 円 (59 件)
H31 予算額 2,100,000 円

2. コミュニティバス運行事業 担当課：企画政策課

〔事業目的〕

免許返納者への対応や交通利便性の向上を図るため、市内 11 路線で運行するとともに地域住民や利用者の要望等を踏まえ、見直しを図っていく。

〔実施方法〕

指定管理者（宮崎交通(株)）に運行業務を委託し、実施する。

〔利用料金〕

- ・基本料金 200 円（三松循環線 100 円、障がい者・小学生 100 円）

〔特典制度〕

- ・運転免許証自主返納者（高齢者対象）特典制度

市内在住の 65 歳以上の高齢者が、運転免許証の自主返納と引き換えに利用可能な「小林市コミュニティバス運転免許証返納者乗車証」を交付。運賃支払時に提示することで、1 乗車 100 円で利用できる。（割引運賃適用期間を 1 年から 3 年に延長）

〔30 年度実績〕

- ①上九瀬線 9,846 人、前年比 91.9%
- ②鷓野循環線 551 人、前年比 83.7%
- ③岡原循環線 1,867 人、前年比 80.7%
- ④種畜牧場循環線 1,750 人、前年比 121.4%
- ⑤南ヶ丘線 1,005 人、前年比 93.1%
- ⑥環野・千歳線 1,452 人、前年比 97.4%
- ⑦運動公園循環線 812 人、前年比 73.2%
- ⑧深草循環線 832 人、前年比 121.1%
- ⑨大出水循環線 1,958 人、前年比 97.6%
- ⑩三松循環線 5,249 人、前年比 90.3%
- ⑪上原循環線 150 人、前年比 96.8%

利用者合計 25,472 人 前年比 97.6%

利用収入合計 4,642,700 円 前年比 94.1%

〔31 年度予算〕

項 目	予算額（円）	備 考
運行費（指定管理委託料）	19,513,000	
その他委託料	294,000	音声データ作成、バス停作成等
バス停共同使用（使用料）	50,000	一体型バス停
車両修繕費	400,000	タイヤ交換代等
時刻表作成費	198,000	コミバス時刻表
その他	91,000	重量税
合 計	20,546,000	

3. 乗合タクシー運行事業 担当課 企画政策課

〔事業目的〕

細野団地から小林駅まで乗合タクシーの運行を行っており、利用状況等の検証を行っている。利用状況が好ましくないのが現状ではあるが、乗車密度の向上と路線の維持・存続を図っていく。

〔実施方法〕

委託先：宮交タクシー(株) H31.4～

〔利用料金〕

利用料金 200 円 (小学生 100 円)

〔30 年度実績〕

利用人数 136 人 (運行日数：139 日、便数 635 便)

委託料 646,300 円

〔31 年度予算〕

項 目	予算額 (円)	備 考
乗合タクシー運行业務委託料	456,000	(1,060 円×72 日×3 便) + (1,080 円×70 日×3 便)
合 計	456,000	

4. JR 吉都線利用促進 担当課：企画政策課

〔事業目的〕

JR 吉都線が減便され、その存続が危ぶまれている。ツアーイベントなどの開催により利用促進を図り、路線の維持に向けた取組を官民協働で進める。

〔実施方法〕

JR 吉都線利用促進協議会 (湧水町、えびの市、高原町、都城市) との連携した事業の実施や、市単独でのイベントの開催など路線を維持・存続していくために、利便性の向上や利用促進活動の取組効果を検証し、改善に向けて取り組む。

〔29 年度実績〕

平均通過人員 (1 日 1 kmあたりの人数) 474 人

駅別乗車人員 小林駅 468 人

〔31 年度予算〕

JR 吉都線利用促進協議会負担金 1,058,400 円

NPO パートナーシップ創造事業費 300,000 円 (申請中)

その他 (JR 九州(株)への要望活動等)

5. 小林市高齢者等外出支援サービス事業 担当課 須木住民生活課

〔事業目的〕

須木地域に在住する概ね 65 歳以上の高齢者で要介護者、要支援者、身体障害者、知的障害者等を対象に、単独では公共交通機関の利用が困難な者の外出の手助けを行なうことを目的とする。

〔実施方法〕

委託先：社会福祉法人 そうあい

利用者は 1 日前までに電話で予約。月～金の週 5 日、各地区分けて運行。利用者は片道 100 円の費用を負担。移動の範囲は、須木地域のみ。

〔30 年度実績〕

利用人数 2,799 人

〔31 年度予算〕

項 目	予算額 (円)	備 考
外出支援サービス業務委託料	1,584,240	466 円×280 回×6 月 477 円×280 回×6 月
合 計	1,584,240	

6. 須木地域温泉バス運行サービス事業 担当課 須木住民生活課

〔事業目的〕

須木地域内に在住する概ね 65 歳以上の高齢者の生きがいつくり、健康づくりに寄与し、閉じこもり予防や医療費等の適正化を図ることを目的とする。

〔実施方法〕

バスの運行は原則毎月第 1 と第 3 月曜の月 2 回、地域とかじかの湯を往復するもので、料金は無料。

〔30 年度実績〕

利用人数 725 人

〔31 年度予算〕

項 目	予算額 (円)	備 考
軽油代	67,000	
合 計	67,000	

7. 野尻地区福祉バス運行事業【内山線】 担当課 須木住民生活課

〔30年度実績〕

障害者 97人 高齢者 2人 一般 11人 (13,400円)

〔31年度予算〕

項 目	予算額 (円)	備 考
福祉バス運行事業委託料	1,219,683	利用料 28,000 円を見込む
合 計	1,219,683	

8. スクールバス事業 担当課：教育部須木分室

〔事業目的〕

公共交通手段の少ない須木地区の遠距離通学者(小中学生)を支援する。

〔実施方法〕

通学距離が小学生においては4km以上、中学生においては6km以上の者を対象に、学校・地域間をスクールバスで送迎する。

〔30年度実績〕

利用者 14名(小学生8名、中学生6名)【29年度 小学生10名、中学生4名】
 運行日数 206日(登校1回/日 下校4回/日)

〔31年度予算〕

項 目	予算額 (円)	備 考
賃金・共済費	4,150,668	運転手3名 (年休に伴う代替含む)
燃料費	365,895	
修繕料等	377,000	車検代含む
合 計	4,893,563	

9. 内山地区スクールバス運行事業 担当課：学校教育課

〔事業目的〕

内山小・中学校の休校（平成 25 年 4 月 1 日で閉校）に伴い、野尻小・中学校へ通学することになった内山地区の児童・生徒を送迎する。

〔実施方法〕

委託業者（三和交通）の運行するジャンボタクシーおよび小型タクシーで送迎を行う。

〔30 年度実績〕

延べ利用人数 4,332 人（小学生 9 名、中学生 3 名）【29 年度 小学生 9 名、中学生 3 名】
 運行費用 3,742,120 円

〔31 年度予算〕

項 目	予算額（円）	備 考
スクールバス運行委託料	3,748,000	過疎基金充当
合 計	3,748,000	

10. 福祉タクシー料金助成事業 担当課 長寿介護課

〔事業目的〕

一人暮らしまたは二人暮らしの高齢者や重度の障がい者が、日常生活の必要上外出するためにタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成するもの。

〔実施方法〕

一度に使える限度枚数を 2 枚として、タクシー券 1 枚につき 500 円を助成する。年間最大 24 枚のタクシー券を交付する。

〔30 年度実績〕

利用件数 14,035 枚（8,144,190 円）

〔31 年度予算〕

項 目	予算額（円）	備 考
タクシー料助成金	9,120,000	
合 計	9,120,000	

〔事業目的〕

市民を対象に、外出機会の増加と社会参加の促進を図る。

1. 高齢者や障害者等の日常生活の利便性を高めることや、健康増進を図ることを目的とした定期的なバスの運行。
2. 牟田原・猿瀬地区の児童の通学のための定期的なバスの運行。

〔実施方法〕

福祉バスの運行业務は三和交通株式会社へ委託（市所有のマイクロバスを貸与）して実施している。野尻線は、日曜日を除く6日間、6路線を一日2路線2往復運行している。通学路線は一日往路1便、通常運行前に運行している。内山線は、26年10月から試験運行を開始し、一日往路1便、通常運行前に運行している。

＜利用料（利用者負担）について＞

一人1回あたり 300円

○特例

- ・未就学児 無料 ・児童 100円 ・70歳以上の者 200円
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 100円

○定期券（児童）

1ヶ月 1,700円、3ヶ月 5,000円

○割引券（70歳以上の者）

- ・以下購入することで、一人1回あたり 100円
- 3ヶ月 3,000円、半年 5,000円、1年 8,000円

〔30年度実績〕

高齢者 5,684人 障害者 679人 一般 367人 回数券 27人 計6,757人
(1,320,200円)

通学 3,749人 (334,700円)

合計 10,506人 (1,654,900円、定期券込みで1,683,800円)

〔31年度予算〕

項 目	予算額（円）	備 考
福祉バス運行事業委託料	6,123,000	利用料1,700,000円を見込む
合 計	6,123,000	

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

企 第 号
令和元年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宮崎県小林市
住 所 宮崎県小林市細野 300 番地
代 表 者 氏 名 小林市長 宮原 義久 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

令和元年6月 日

（名称）宮崎県小林市

生活交通確保維持改善計画の名称
小林地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小林市は、公共交通拠点としてJR小林駅（宮崎交通バスセンター）を有しており、そこから発着する路線バス、コミュニティバス及びJR吉都線により構成される公共交通網が宮崎市、南九州地域の中心都市である都城市、鹿児島県との陸の玄関口であるえびの市へ広がっている。</p> <p>公共交通は、宮崎市及び都城市の総合病院・大規模商業施設へのアクセス、通学等、当市民の日常生活機能を担う幹線交通網を利用する手段として、車を運転できない高齢者や学生を中心に、生活に必要不可欠なものとして機能している。</p> <p>路線バスの運行がない交通空白地では、フィーダー系統路線としてコミュニティバスがこの幹線交通網に通じる支線の役割を果たしている。しかし、人口減少の傾向、自家用車の普及により、当市の公共交通機関利用者は減少を続け、加えて少子高齢化に伴う労働人口の減少等による市財政の硬直化、地球環境への配慮等の課題が山積し、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>これらの問題を解決するため、地域公共交通確保維持事業により、交通手段を持たない方の交通手段であるコミュニティバス路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>（1）事業の目標</p> <p>別表1「路線毎の目標」を添付。 （小林市地域公共交通網形成計画 P89 参照）</p>
<p>（2）事業の効果</p> <p>交通空白地解消のため、フィーダー系統路線は必要不可欠であり、全運行系統の経常収支率の向上に努めることで、財源負担の軽減を図る。これら路線を維持することで、交通手段を持たない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現し、地域住民の外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・路線ごとに検証を行い、利用者推移を考慮しながら、平均乗車密度の低い路線を中心に見直しを行う。（小林市・バス事業者） ・時刻表や利用方法、サービス等をまとめたマップの作成に取り組む。（小林市・関係機関） <p>（小林市地域公共交通網形成計画 P83、P88 参照）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 予定している時刻・運行予定期間については、関係資料を添付。 運行予定者については、30年度に平成31～35年度のコミュニティバス指定管理者選定を行い、最終的に平成31年12月18日に、宮崎交通株式会社に選定することで議会の議決を得た。 交通空白地帯の解消、国道を走る既存の宮崎交通路線と連携を図りながら、小林地区12系統、須木地区1系統の計13系統運行全ての系統が小林駅発着としている。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>運行事業者への運行委託料を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を小林市が負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>小林市</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> <p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> <p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> <p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p> <p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p> <p>13系統を運行するバス車両4台については、マイクロバス12年、ハイエース9年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために、マイクロバス2台、ハイエース2台を購入する必要がある。</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標 小林市まちづくりアンケートにおける利用者満足度 40%以上 (30 年度の実績 38.7%)	
(2) 事業の効果 路線を維持することにより、高齢者などの自ら移動手段を持たない住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年 5 月 24 日（第 1 回）本計画について説明を行い、全ての構成員から合意を得られた。	
18. 利用者等の意見の反映状況	
コミュニティバスの利用者の意見や、病院関係者、地域住民からの要望を受けて、計画に反映させた。また、小林市地域公共交通活性化協議会にて本計画の意見を求めた。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	宮崎県総合政策部総合交通課
関係市区町村	小林市総合政策部企画政策課
交通事業者・交通施設管理者等	宮崎交通(株) (社)宮崎県タクシー協会 (一社)宮崎県バス協会 宮交タクシー労働組合小林支部 小林土木事務所 宮崎県小林警察署
地方運輸局	九州運輸局宮崎運輸支局
その他協議会が必要と認める者	民生・児童委員代表 商店街代表 障がい者代表 高齢者代表 須木区域住民の代表 野尻町区域住民の代表 西諸地区公共交通を守る会の代表 駅周辺住民代表 庁内関係課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮崎県小林市細野 300 番地
(所 属) 小林市総合政策部企画政策
(氏 名) 大竹 聡
(電 話) 0984-23-0456
(e-mail) k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

別表1 路線毎の目標

・2バス年度(令和元年10月1日から令和2年9月30日)の目標利用者数を前期(10月1日から翌年3月31日)と後期(4月1日から9月30日)に分け、以下のとおり設定する。

$$2\text{バス年度の目標利用者数} = 2\text{バス年度前期の予想利用者数} + 2\text{バス年度後期の予想利用者数} + \text{目標増加人数}$$

・2バス年度前期の予想利用者数は、31バス年度前期の実績を基に過去の同時期と比較して得た平均増減率をかけて算出する。

$$2\text{バス年度前期の予想利用者数} = 31\text{バス年度前期の実績} \times \text{平均増減率} \left(\frac{31\text{バス年度前期の実績}}{30\text{バス年度前期の実績}} \right)$$

・2バス年度後期の予想利用者数は、31バス年度後期の実績が出ていないため、30バス年度後期の実績を基に過去の同時期と比較して得た平均増減率をかけて算出する。

$$2\text{バス年度後期の予想利用者数} = 30\text{バス年度後期の実績} \times \text{平均増減率} \left(\frac{30\text{バス年度後期の実績}}{29\text{バス年度後期の実績}} \right)$$

・目標増加人数は、2バス年度の前期・後期の予想利用者数に、路線ごとに前期・後期の目標増加率をかけて算出する。

$$\begin{aligned} 2\text{バス年度前期の目標増加人数} &= 2\text{バス年度前期の予想利用者数} \times \text{目標増加率} \\ 2\text{バス年度後期の目標増加人数} &= 2\text{バス年度後期の予想利用者数} \times \text{目標増加率} \end{aligned}$$

・路線ごとに設定する目標増加率の設定基準は、下記のとおりとする。

前期・後期それぞれを前年同期の対比により下記のとおり設定する。
 80%未満：現状では維持もままならないため、路線を見直すことで一回当たりの輸送量2人以上を目標とする。
 80%以上100%未満：100%に近づけることを目標とする。最も好調であった平成25年度と平成24年度の差が約10%であったため、10%を設定する。
 100%以上：現状の伸びを維持するよう、0%に設定する。

期間		2バス年度前期予想利用者数 (R元.10~R2.3)						2バス年度後期予想利用者数 (R元.4~R元.9)						2バス年度目標利用者数 (R元.10~R2.9)		
項目名 ※数値は、バス年度		30前期 実績(人)	31前期 実績(人)	30,31対比 (%)	2前期 予想(人)	目標増加率 (%)	目標増加人数 (人)	29後期 実績(人)	30後期 実績(人)	29,30対比 (%)	2後期 予想(人)	目標増加率 (%)	目標増加人数 (人)	直近実績 (人) 31前+30後	2目標 (人)	増減値
項目記号 算定式		A	B	C (B/A)	D (B×C)	E	F (D×E)	G	H	I (H/G)	J (H×I)	K	L (J×K)	M (B+H)	N (D+F+J+L)	O (N-M)
No.	路線名															
1	小林-上九瀬線	5,279	4,771	90.4	4,311	10.0	431	5,430	5,075	93.5	4,743	10.0	474	9,846	9,959	113
2	小林-鷗野循環線	302	300	99.3	298	10.0	29	356	251	70.5	176	9.5	16	551	551	0
3	小林-岡原循環線	1,175	729	62.0	452	18.0	81	1,139	1,138	99.9	1,137	10.0	113	1,867	1,867	0
4	小林-種畜牧場循環線	766	887	115.8	1,027	0.0	0	675	863	127.9	1,103	0.0	0	1,750	2,130	380
5	小林-南ヶ丘線	538	588	109.3	642	0.0	0	541	417	77.1	321	2.9	9	1,005	1,005	0
6	小林-環野-千歳線	709	680	95.9	652	10.0	65	781	772	98.8	763	10.0	76	1,452	1,556	104
7	小林-運動公園循環線	495	340	68.7	233	11.3	26	614	472	76.9	362	3.1	11	812	812	0
8	小林-深草循環線	322	391	121.4	474	0.0	0	365	441	120.8	532	0.0	0	832	1,006	174
9	小林-大出水循環線	1,010	973	96.3	937	10.0	93	997	985	98.8	973	10.0	97	1,958	2,100	142
10	小林-三松循環線 【岩瀬地区経由無】	2,866	2,775	96.8	2,686	10.0	268	2,944	2,474	84.0	2,079	10.0	207	5,249	5,249	0
11	小林-三松循環線 【岩瀬地区経由有】															
12	小林-三松循環線 【八幡原市民センター経由】															
13	小林-上原循環線	68	104	152.9	159	0.0	0	87	46	52.9	24	27.1	6	150	189	39
合計		13,530	12,538	92.7	11,871	-	993	13,929	12,934	92.9	12,213	-	1,009	25,472	26,424	952

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統 等との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
宮崎県 小林市	小林市	(1) 小林-上九瀬線	小林駅	ふるさとセンター	上九瀬	往 27.2km 復 27.2km	366日	1682回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(2) 小林-鶴野循環線	小林駅	高山公民館	小林駅	(循環) 18.3km	94日	188回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(3) 小林-岡原循環線	小林駅	永久津小前	小林駅	(循環) 20.9km	292日	876回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(4) 小林-種畜牧場循環線	小林駅	牧場	小林駅	(循環) 16.9km	145日	435回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(5) 小林-南ヶ丘線	小林駅	市役所下	南ヶ丘中央	往 11.7km 復 11.7km	149日	447回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(6) 小林-環野-千歳線	小林駅	環野	千歳	往 14.8km 復 14.8km	143日	429回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(7) 小林-運動公園循環線	小林駅	運動公園入口	小林駅	(循環) 10.8km	143日	572回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(8) 小林-深草循環線	小林駅	西永久津公民館	小林駅	(循環) 20.3km	98日	196回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(9) 小林-大出水循環線	小林駅	西小林小前	小林駅	(循環) 28.2km	143日	286回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(10) 小林-三松循環線【岩瀬地区経由無】	小林駅	市民病院前	小林駅	(循環) 8.0km	292日	876回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(11) 小林-三松循環線【岩瀬地区経由有】	小林駅	美人の湯	小林駅	(循環) 14.1km	292日	441回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(12) 小林-三松循環線【八幡原市民センター経由】	小林駅	八幡原市民センター	小林駅	(循環) 18.1km	292日	292回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③
		(13) 小林-上原循環線	小林駅	陰陽石	小林駅	(循環) 16.0km	98日	196回		路線定期	①	小林駅を発着点として、地域間幹線系統である「小林駅～宮崎空港」と相互に接続する。	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小林市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,178
交通不便地域	9,207

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,639	旧須木村	過疎地域自立促進特別措置法
7,568	旧野尻町	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
38,178	対象人口 × 120円 × 1.0 + 200万円	6,581,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
小林市	小林市	1	() 全系統	ワンステップ		非標準仕様	29	R2.4		一括
	小林市	2	() 全系統	ワンステップ		非標準仕様	29	R2.4		一括
	小林市	3	() 全系統	小型車両		非標準仕様	15	R2.4		一括
	小林市	4	() 全系統	小型車両		非標準仕様	15	R2.4		一括
				()						

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。